

令和3年度 農林水産研究推進事業委託プロジェクト研究  
AI 画像解析等による次世代穀粒判別器の開発  
Q&A：個別課題部分（令和3年1月26日時点）

問1

「穀粒判別器から取得される米の画像データと測定数値、検査データ、各用途での利用適性等をビッグデータとしてデータベース化」とあるが、農業データ連携基盤（WAGRI）との連携は必須か。

答 ビッグデータを農業データ連携基盤に組み込むことにより、次世代穀粒判別器を用いた新たな農産物検査規格の検討等にも利活用可能と考えられますので、連携をお願いいたします。

問2

農業データ連携基盤（WAGRI）に提供するデータはどの範囲でどう活用すべきか。全て公開する必要があるか。

答 WAGRI に接続する民間企業等が、他者とデータを連携や共有する場合、「どのデータ」を「誰」に公開するか自由に設定することが可能であること等も踏まえつつ、研究開発内容、目標等に応じて、提供・公開するデータの範囲、活用方法などのデータマネジメントプランを設定していただいてもかまいません。

問3

AI 画像解析を行うことは必須か。

答 実需者等が求める精米歩留まりや被害粒（着色粒や胴割粒等）、未熟粒等の含有量等を精緻に数値で示すことを可能であれば、AI 画像解析の搭載が望ましいですが、必須ではありません。

問4

開発した次世代穀粒判別器の知財の扱いいかん。

答 研究1年目に本事業における知的財産に関する基本的な合意事項（秘密保持、知的財産権の帰属の基本的考え方、知的財産権（研究成果に係るもの及びコンソーシアムの各構成員が予め保有するもの等）の自己実施や実施許諾に係る基本的な考え方等）を検討し、構成員間における合意文書（知財合意書）を作成し、農林水産省へ提出していただきます。ただし、受託者が単独機関である場合は省略できます。

また、本事業において得られる研究成果の権利化、秘匿化、論文公表等による公知化、標準化といった取扱いや実施許諾等に係る方針（権利化等方針）を作成し、農林水産省へ提出していただきます。

問5

「次世代穀粒判別器の測定値等を活用しつつ、米の特徴を活かした実需者・消費者ニーズに応じた取引を推進するプログラムを開発」とあるが、栽培履歴など穀粒以外の情報を利用したプログラムとすることは可能か。

答 米の特徴を活かした実需者・消費者ニーズに応じた取引を推進するプログラムとなるのであれば、次世代穀粒判別器の測定値に加えて、栽培履歴など穀粒以外の情報を利用することも問題ありません。

問6

留意事項に「研究グループ（コンソーシアム）に求める要件における「農林漁業者等」には、農業関係団体及び都道府県の公設試験場（地方独立行政法人を含む）を含めることとします。」とあるが、研究グループ（コンソーシアム）に農業関係団体と公設試験場の両者が含まれる必要があるか。

答 農業関係団体及び公設試験場は、「農林漁業者等」の例示であり、必ずしも両者が含まれなくてもかまいません。